

シニアワークプログラム事業実施要領

I 事業の趣旨

1 背景

少子高齢化が進行する中、日本経済の活力を維持していくためには、高年齢者が労働等を通じて社会を支える側に回ることが重要であり、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会（生涯現役社会）を実現する必要がある。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定める 55 歳以上の高年齢者の雇用失業情勢は、新規求職者数、完全失業率等、近年は回復傾向にあるものの、依然厳しい状況にある。また、65 歳以上の新規求職者数は近年増加傾向にあり、高年齢者の再就職支援の強化が求められているところである。

2 目的

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、事業主団体、本事業の受託者が協力し、55 歳以上の就職を希望する高年齢者を対象に、主に短時間雇用を前提とした技能講習設定、雇用機会確保・就職支援員の配置等、雇用に繋げる一貫した就職支援を行うことにより、高年齢求職者の雇用の実現に資することを目的とする。

II 本事業の概要（本事業に係る支援対象者、構成及び主な関係者と役割）

1 本事業の支援対象者

ハローワークに求職登録した 55 歳以上の高年齢求職者（以下「高年齢求職者」という。）とする。

2 本事業の構成

シニアワークプログラム地域事業（以下「地域 S P 事業」という。）及びシニアワークプログラム実態調査事業（以下「実態調査事業」という。）により構成する。

3 本事業実施に係る主な関係者と役割

（1）厚生労働省高齢者雇用対策課

- ① 本事業全体の調整を行う。
- ② 実態調査事業の委託者として、実態調査事業の調整を行う。
- ③ 茨城労働局（以下「労働局」という。）に対し、地域 S P 事業運営に係る是正・見直し等について指示を行う。

（2）労働局

- ① 地域 S P 事業の委託者として、労働局管轄地域内における地域 S P 事業全体の調整を行う。
- ② シニアワークプログラム検討推進委員会を開き、実績が低調な技能講習の原因特定や、未就職者に係る就職支援内容等を議論する。
- ③ 厚生労働省高齢者雇用対策課（以下「高対課」という。）から地域 S P 事業

運営に係る是正・見直し等の指示を受けた際に指導を行う。

(3) ハローワーク

地域S P事業の受託者等と連携し、次の①及び②を行う。

- ① 地域S P事業で実施される技能講習の受講が就職に有効と思われる高年齢求職者に対し技能講習の受講を働きかける。
- ② 技能講習修了者を対象とした、技能講習ごとの管理選考（求職者・求人者間の面接の機会を提供し、職業紹介を行うもの。複数の技能講習の合同管理選考については、就職の実現に効果的・効率的である場合に実施可能とする。以下同じ。）をはじめとする職業相談・職業紹介を実施する。

(4) 地域S P事業の受託者

地域S P事業を労働局から委託された者（以下「地域S P事業受託者」という。）は、労働局、ハローワーク及び実態調査事業の受託者と連携し、地域S P事業（下記Ⅲの1参照）を実施する。

(5) 実態調査事業の受託者

実態調査事業を高対課から委託された者（以下「実態調査事業受託者」という。）は、高対課、労働局及び地域S P事業受託者と連携し、地域S P事業の効率的・効果的執行のための調査を行う実態調査事業（下記Ⅳ参照）を実施する。

Ⅲ 地域S P事業

1 地域S P事業受託者の業務等

地域S P事業受託者は、別に定める「シニアワークプログラム地域事業委託要綱」、「シニアワークプログラム地域事業仕様書」に基づき、以下（9）の達成すべき事項の下、（1）から（11）に掲げる事項を実施する。

なお、費用は全て地域S P事業受託者支弁とし、受講者から技能講習の受講料及び受講に係る経費は徴しないこと。

(1) 高年齢者活用啓発

事業主団体、団体傘下の事業主等に対して高年齢者雇用の有効性に関する啓発・広報活動を実施し、高年齢者活用の機運を高めるとともに、管理選考への参加を勧奨する。

(2) 企業・高年齢者雇用ニーズの把握及び本事業の周知・広報

高年齢者の雇用に資する求人・求職情報等を収集・分析するとともに、求人・求職者に対して地域S P事業の周知・広報を実施する。

(3) 導入支援

技能講習受講希望者に対して、適切かつ効果的な就職支援ができるよう、以下のとおり導入支援を実施する。

- ① 面接・相談により、緊要度や就労ニーズ等を把握する。その際、適性検査やキャリア・コンサルティングといった方法も活用する。
- ② 定員の関係等により技能講習受講に至らなかった場合は、別の技能講習を案内する等、必要な支援を継続する。
- ③ 技能講習受講以外の就職支援が必要と思われる者（特に65歳以上）について

は、ハローワークにその旨を伝え、対応を検討する。

(4) 技能講習

高年齢求職者を対象に、以下に留意し技能講習を設定する。

- ① 当該地域の求人者及び高年齢求職者のニーズを踏まえた、就職に資するための技能講習を座学・実習等により行う。
- ② ハローワークが具体的な求人を受理することが可能な分野・内容の技能講習を設定する。
- ③ 開講時期については、期間中、求人の状況等を踏まえ就職が見込める時期に留意し、年間を通じて受講案内ができるよう、技能講習が全く実施されない期間がないように努める。
- ④ 就職可能性を高めるため、地域の事業主団体等を活用した職場体験について、技能講習と一体的に行うことも可能とする。
- ⑤ 技能講習の実施に当たっては、定員充足状況等に応じ適切な対応がとれるよう、あらかじめ技能講習開催基準を作成する。その際、以下については必ず基準を設けることとする。
 - a 定員充足率
 - b 受講決定者数

(5) 技能講習受講者に係る就職支援

- ① 技能講習設定前に、就職が可能な求人を次により開拓し、技能講習受講中及び修了後に技能講習受講者へ提供する。
 - a ハローワークの既存求人のうち、技能講習受講者が就職可能なものを分析し、当該求人事業主に採用を働きかける（職業紹介はハローワークが実施）。
 - b 設定する技能講習に関連する求人を開拓しハローワークに情報提供（ハローワークが求人受理）する。
- ② ハローワークが実施する管理選考に協力する。
 - a 上記①等の活動を通じ、管理選考への参加を事業主に働きかける。
 - b 設定した技能講習ごとの管理選考開催に向け、開始者数、修了見込者数、受講者名簿、修了見込者用に準備した求人情報等を労働局及び管理選考を実施するハローワークへ随時報告する。なお、労働局経由にて上記事項をハローワークへ報告することも可能とする。
 - c 管理選考参加事業主の求人情報を事前に技能講習受講者へ手交する等、管理選考への参加を働きかける。
 - d 今後の就職支援や技能講習設定に活かせるよう、技能講習修了後に受講者アンケートを実施する。
 - e 技能講習最終日に管理選考を実施する等、技能講習カリキュラムの工夫と日程等についてハローワークと調整する。
- ③ 未就職となっている技能講習修了者に対して次の就職支援を継続する（以下「フォローアップ」という。）。ただし、本人の体調や家庭の事情等により就職が難しくなった場合はフォローアップを中断しても差し支えない。
 - a 上記①等による求人情報の提供

- b キャリア・コンサルタント等による就職支援
- c 雇用状況の把握
- ④ 就職形態が「日雇」など非常に短期間の雇用契約であった修了者について、その後も新たな求人情報の提供等を希望するかを確認し、希望者に対してフォローアップを継続する。
- (6) 事業実施に必要な体制の整備

事業の実施に当たり、地域の高年齢者の雇用動向等に係る専門的な知識を有する者を以下のとおり配置する。なお、下記①と②の兼務を可能とする。

 - ① 管理責任者
 - a 地域S P事業の管理・運営に係る責任者としての、地域S P事業全体に係る労働局、ハローワーク等、関係機関との調整業務
 - b 次の②から④に掲げる者が行う業務の総括的管理
 - ② シニアワークプログラム事業推進員
 - a 高年齢者活用啓発の実施
 - b 企業・高年齢者雇用ニーズの把握及び求人・求職者に対する本事業の周知・広報
 - c 技能講習事業の企画
 - d 技能講習修了後の受講者アンケートの集計・分析
 - e その他、地域S P事業の実施に必要な業務
 - ③ シニアワークプログラム事業推進補助員

シニアワークプログラム事業推進員を補助する業務を行うほか、以下の業務を行う。

 - a 導入支援の実施
 - b フォローアップの実施
 - c 技能講習事業（職場体験も含む。）の実施
 - d 技能講習修了後の受講者アンケートの作成・実施
 - e 管理選考への協力
 - f その他、地域S P事業の実施に必要な業務
 - ④ 雇用機会確保・就職支援員
 - a 受講者の求職ニーズにあった就職支援、求人開拓等（上記1（5）①、③参照。）
 - b その他、地域S P事業の実施に必要な業務
- (7) 実態調査事業の受託者に対する協力

実態調査事業受託者が行う、地域S P事業の実施状況等の全国集計・分析、事例の収集、連絡会議の開催に協力する。
- (8) 実績報告等
 - ① 労働局及び実態調査事業受託者に対し、技能講習の実績（受講者の就職支援を含む。）について、毎月報告する。
 - ② 労働局が開催するシニアワークプログラム検討推進委員会（下記3（2）参照）に参加し、技能講習ごとの実績等、以下について報告する。また、当該委

委員会における指摘に対し迅速に対応する。

- a 定員充足、開始・修了者数、雇用者数
- b 就職者について、「常用（常用のうち、パート）」「臨時（臨時のうち、パート）」「日雇」 「就業」 「自営（起業）」の別
- c 技能講習修了後の未就職者に係る就職支援状況
- d 就職実績の低調な技能講習についての分析結果

③ 上記のほか、労働局及び実態調査事業受託者の求めに応じて報告する。

(9) 事業実施にあたって達成すべき事項

- ① 技能講習開始者数
482人以上とする。
- ② 就職率
48.0%以上とする。

(10) 地域S P事業関係資料の保存

地域S P事業の準備及び実施に要した資料、委託費の支出等経理に関する資料等は、委託事業関連書類として、当該年度の地域S P事業修了後5年間保存する。

(11) その他労働局が示す地域S P事業実施に必要な事項

2 ハローワークが実施する業務等

(1) 地域S P事業受託者との連携

- ① 管内で実施される技能講習についての情報共有
- ② 高年齢求職者への技能講習情報の提供、技能講習が就職に有効と思われる高年齢求職者に対する地域S P事業受託者への誘導
- ③ 雇用機会確保・就職支援員との連携の上での、地域S P事業受託者へのハローワーク求人情報（今後、採用見込みのある企業があれば、当該企業の求人を主とした求人情報が望ましい）の提供
- ④ 地域S P事業受託者が開拓した求人の受理
- ⑤ 管理選考をはじめとした職業相談・職業紹介の実施
- ⑥ その他、ハローワークの連携を必要とする事項

(2) 労働局が主催するシニアワークプログラム検討推進委員会（下記3（2）参照）への参加（労働局が指名するハローワークが参加。）

3 労働局が実施する業務等

(1) 地域・分野等の設定

事業主及び高年齢求職者の意向を踏まえるほか、充足率及び就職率を高めるためのハローワークの意見を十分に取り込むよう配慮して設定する。

(2) シニアワークプログラム検討推進委員会の開催

- ① 設置
都道府県労働局長は、高年齢者就労促進連絡会議の下にシニアワークプログラム検討推進委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- ② 構成員

検討委員会は、原則として、労働局、労働局が指名するハローワーク、地域 S P 事業受託者で構成し、必要に応じて事業主団体等からの出席も可能とする。

③ 議事内容

- a 地域 S P 事業受託者からの、技能講習ごとの実績、就職支援状況等の報告
 - ・ 就職実績が低調な技能講習の原因特定
 - ・ 未就職者に係る、今後の具体的支援内容
 - ・ 事業主の意向に沿った内容となっているかの確認
- b ハローワークからの、地域 S P 事業への関与状況についての確認
- c 上記のほか、必要な議事

④ 開催時期・回数

- a 半年に 1 回、年 2 回開催
- b 第 1 回は、地域 S P 事業委託契約締結後、速やかに開催

(3) 地域 S P 事業の運営に係る事項

- ① 検討委員会での議論を踏まえ、ハローワーク及び地域 S P 事業受託者に対し、課題等に係る必要な判断・指示を行い、また、必要に応じて地域 S P 事業受託者と連携の上、地域 S P 事業の適切な運営に努める。その際は、以下に留意すること。
 - a 技能講習の内容・定員・時期等は、管内地域における高年齢求職者、求人事業主の意向を踏まえたものになっているか。
 - ・ 受講を希望する高年齢求職者の地域別の推計が行われているか。
 - ・ 就職が期待できる分野での技能講習が設定されているか。
 - b 委託期間内における労働環境の変化等に対応できているか。
- ② 委託者として通常の指導を行うほか、高対課から地域 S P 事業に係る是正・見直し等を指示された場合は、地域 S P 事業受託者と連携し、速やかに当該事項の改善を図る。また、是正・見直し状況について、高対課からの求めに応じ速やかに報告する。

(4) 地域 S P 事業関係資料の保存

事業主や高年齢求職者からの意向把握（上記（1）参照）、検討推進委員会議事概要等、地域 S P 事業の準備に際し用いた資料等は、委託事業関連書類として、当該年度の地域 S P 事業終了後、5 年間保存する。

(5) 高対課への報告等

- ① 委託契約書の写しとその関係書類の写し
- ② 委託費の額の確定に関する書類の写し
- ③ 上記のほか、高対課の求める資料

IV 実態調査事業

実態調査事業受託者は、地域 S P 事業を適切かつ効果的に実施するため、別に定める「シニアワークプログラム実態調査事業委託要綱」に基づき以下の事項を実施する。

(1) 地域 S P 事業の実施状況等に関する調査・分析

地域 S P 事業を効率的かつ効果的に実施するため、地域 S P 事業の実施状況等

に関する調査・分析を行う。

(2) 地域S P事業に係る事例等の収集・提供

調査結果を基に地域S P事業の効果的な実施に資する好事例や改善すべき事項のある事例等を収集し、地域S P事業受託者に対し随時情報提供を行う。

(3) 連絡会議の開催

上記(1)、(2)による実態調査結果のフィードバックと、地域S P事業受託者間の情報共有を図ることを目的とした連絡会議を年1回を上限に開催する。ただし、連絡会議を開催せず、会議形式と同等の効果が得られる他の方法をもって情報交換することとしても差し支えない。

V その他

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 年度の途中で不測の事態が発生したときは、高対課がやむを得ない状況と判断した場合に限り、協議の上で事業内容の一部を変更することとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別途定める。